

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

ページ

1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第11表	再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	31

2 民間給与関係資料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	40
第15表	職種別給与額等	41
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	47
第17表	職員給与と民間給与の較差	47
第18表	給与改定の状況	48
第19表	定期昇給の実施状況	48
第20表	学歴別初任給	48
第21表	初任給の改定状況	49
第22表	特別給の支給状況	49
第23表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第24表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	50
第25表	家族手当の支給状況	51

3 労働経済関係資料

第26表	労働経済指標	52
------	--------	----

4 生計費関係資料

第27表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）	54
------	------------------------	----

5 人事管理に関する報告関係資料

第28表	年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合（令和2年度・令和3年度比較）	55
第29表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和2年度・令和3年度比較）	56
第30表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和3年度・令和4年度比較）	57
第31表	職員1人当たり年間時間外勤務時間数	59
第32表	育児休業の新規取得状況	59
第33表	男性の育児休業取得率	59
第34表	子の看護休暇の取得状況	60
第35表	時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況	60
第36表	在職死亡者及び長期療養者の状況	60
第37表	健康相談件数の状況	61

6 人事院勧告・報告関係資料

	給与勧告の骨子	62
	公務員人事管理に関する報告の骨子	64

1 職員給与関係資料

令和4年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	9,685	43.1	20.6
行政職給料表	3,066	42.9	21.0
公安職給料表	1,226	37.4	16.5
教育職給料表(1)	1,621	46.4	23.5
教育職給料表(2)	3,400	43.0	20.1
研究職給料表	153	41.9	18.3
医療職給料表(1)	41	37.2	12.6
医療職給料表(2)	87	43.7	20.5
医療職給料表(3)	55	43.7	20.2
海事職給料表	36	44.0	22.8

(注) 1 企業局に勤務する職員(33人)、病院局に勤務する職員(1,367人)及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の適用を受ける職員(97人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(353名:うちフルタイム勤務職員250名、短時間勤務職員103名)は含まれていない。(第10表及び第11表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	84.4	3.9	11.7	0.0	58.5	41.5
行政職給料表	100.0	76.0	5.7	18.3	0.0	61.6	38.4
公安職給料表	100.0	54.0	3.2	42.8	0.0	87.8	12.2
教育職給料表(1)	100.0	95.0	2.5	2.5	—	54.7	45.3
教育職給料表(2)	100.0	99.0	1.0	0.0	—	46.6	53.4
研究職給料表	100.0	100.0	0.0	—	—	81.7	18.3
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	63.4	36.6
医療職給料表(2)	100.0	71.3	28.7	0.0	—	46.0	54.0
医療職給料表(3)	100.0	9.1	90.9	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	100.0	27.8	44.4	25.0	2.8	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全職員
給料	346,963 円
扶養手当	9,090
管理職手当	6,366
地域手当	573
その他の手当	10,130
合計	373,122

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 その他の手当の内訳は、住居手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）及び特勤勤務手当等である。（以下各表において同じ。）

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給料	316,592 円	322,690 円
扶養手当	8,364	12,583
管理職手当	9,192	4,931
地域手当	805	190
その他の手当	6,772	7,769
合計	341,725	348,163

区分 給与種目	教育職給料表（１）適用職員	教育職給料表（２）適用職員
給 料	391,032 円	364,349 円
扶 養 手 当	10,181	8,079
管 理 職 手 当	4,056	5,454
地 域 手 当	0	23
そ の 他 の 手 当	11,223	10,298
合 計	416,492	388,203

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（１）適用職員
給 料	314,893 円	394,488 円
扶 養 手 当	8,446	2,644
管 理 職 手 当	5,408	22,207
地 域 手 当	135	67,094
そ の 他 の 手 当	11,235	273,578
合 計	340,117	760,011

区分 給与種目	医療職給料表（２）適用職員	医療職給料表（３）適用職員
給 料	317,774 円	309,300 円
扶 養 手 当	7,668	7,091
管 理 職 手 当	4,205	2,540
地 域 手 当	0	0
そ の 他 の 手 当	10,528	7,622
合 計	340,175	326,553

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給 料	344,139 円
扶 養 手 当	14,994
管 理 職 手 当	1,803
地 域 手 当	0
そ の 他 の 手 当	9,586
合 計	370,522

第4表 扶養親族数別人員

扶養親族数	区分	該 当 職 員 数			
		うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者	
		人	人	人	人
1 人		1,354	363	869	122
2 人		1,622	431	1,593	60
3 人		973	486	970	46
4 人		280	214	280	30
5 人		42	39	42	9
6人以上		6	5	6	4
計		4,277	1,538	3,760	271

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、0.9人である。
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,584円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											
	100km 未 満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 76	人 41	人 2	人 1	人 11	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	
受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額											
	人 131	円 35,618										

第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	特6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	義務教育学校 副校長	教頭	部主事
受給者	人 16	人 54	人 171	人 173	人 21	人 201	人 2	人 4	人 113	人 26
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額		
職員の区分	理事監	参事監	総合 事務所 課長	総合 事務所 室長	検査 専門員					
受給者	人 7	人 29	人 137	人 54	人 12	人 1,020	円 60,445			

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分 区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
人員 (構成比)	人 95 (100.0%)	人 28 (29.8%)	人 14 (14.7%)	人 2 (2.1%)	人 2 (2.1%)	人 3 (3.2%)	人 1 (1.1%)	人 4 (4.2%)	人 41 (43.2%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 58,439	円 60,874	円 53,295	円 63,750	円 41,712	円 29,153	円 20,688	円 7,803	円 67,094

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	2,150 人
手当月額11,000円未満の受給者	4
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	962
手当月額27,000円の受給者	1,184
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,145 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	10 人	13,370 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	7,816 人
交通機関等のみを利用する者	291
交通用具のみを使用する者	7,421
交通機関等と交通用具を併用する者	104
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	18,800 円
交通用具の利用者1人当たり平均手当月額	7,390 円

第10表 再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	61		32	22		5	1	1		
公安職給料表	6				6					
教育職給料表(1)	74	5	69							
教育職給料表(2)	101		99		2					
研究職給料表	5	3	1		1					
医療職給料表(2)	2		2							
海事職給料表	1		1							
給料表計	250									
60歳	96									
61歳	71									
62歳	42									
63歳	26									
64歳	15									
65歳	0									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第11表 再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	6		4	2						
教育職給料表(1)	46		46							
教育職給料表(2)	51		51							
給料表計	103									
60歳	37									
61歳	25									
62歳	17									
63歳	15									
64歳	9									
65歳	0									

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5						1			
6		1							2
7									
8									
9	8								
10	1								
11									1
12									1
13	1								1
14	13								2
15	1								1
16		1							1
17									5
18		4							2
19	14	14				1		3	1
20	1	1	1						
21		14	1					3	
22		46	1					4	1
23		6	2					5	
24	12	5	3					6	
25	4	11	4					3	
26	2	5	2					1	
27		47						1	
28	1	9	2	1				4	
29	59	9	13	1				2	
30	1	5	4					1	
31	3	30	3	1			2	4	
32	1	9	4				1	1	
33		13	17				9	1	
34	78	9	3				5	2	
35	3	35	3				3	1	
36	2	11	6				2		
37	2	14	12	1			3		
38	3	5	6		1		5	1	
39	54	34				1	2		
40	6	4	2				2		
41	6	7	10	1					
42	6	4	4	1			2		
43	5	25	3	1	1	2	1		
44	45	6	2	1	2	2	1		
45	4	6	27			3			
46		3	3	3	2	4	1		
47	7	26	3	4	2	1			
48	4	8	14	3	1	1			
49	37	10	20	2	1	7			
50	1	8	16	8	1	6	1		
51	2	15	13	12	3	3			
52		4	17	20	7	15	1		
53		12	17	19	11	20	1		
54	2	9	7	19	13	26			
55	1	16	12	27	19	22			
56	1	4	20	18	10	18			
57	2	4	17	23	11	24			
58		2	9	24	21	18			
59	2	13	14	27	34	16			
60	1	1	31	20	32	18			
61	1	1	30	28	14	11			
62		6	18	8	16	12			
63		12	13	18	15	14			
64	1	4	23	14	19	11			
65		4	20	3	11	13			
66	3	1	12	4	12	8			
67	1	5	17	1	8	3			
68	1	1	18		17	8			

職務の級 号 給	職 務 の 級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69		4	18		15	4			
70	1	4	10		16	5			
71	1	3	11		7	5			
72	1	3	24		11	2			
73			17		10	2			
74			8		6	2			
75		3	21		5	4			
76	1	1	9		11	2			
77		2	19		10				
78		3	11		6	1			
79		3	11		3				
80	1	1	17		5	2			
81		1	9		4	4			
82	1	1	11						
83		5	8		1				
84	1	1	6		1				
85			7		1				
86		4	5		4				
87		3	7		2				
88	1	5	12		4				
89			7		2				
90			3		1				
91		1	8						
92			7						
93	2		4		1				
94		1	7						
95		1	7						
96		2	3						
97			2						
98			1						
99		2	2						
100		3	1						
101		5	1						
102		4	4						
103		1	2						
104		3	4						
105		1	1						
106		4	5						
107		4	2						
108		3	2						
109		2	5						
110		6	5						
111		2	1						
112		6	2						
113									
114		1	1						
115		1							
116									
117			9						
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		10							
計	413	669	836	313	410	322	42	43	18

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,066人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	10								
8									
9									
10									
11	15								
12	4								
13									
14	1								
15									
16									
17	12		2						
18	1								
19	4	11							
20	1	1							
21			1	2					
22	18	1							
23	1	14	1						
24		1							
25		2	1						
26			1						
27	23	8	1	2	1				
28	1	1	1						
29	3	12	3						
30		4	1						
31	20	11	3	3					
32	3	1							1
33	3		2	2	1				2
34	1	12							2
35	5	8	1						3
36	3	2		1					
37	2	1	7	1					2
38	1	1							
39	1	13	4	1					
40		1		1					
41	1	8	14	3					
42		3	2	1					
43		11	5	4					
44		4		1	1				
45	1	7	9	3	3				
46	1	2	3		1		1	1	
47	1	16	9	8	1				
48	1	2	2	1				4	
49		5	13	7	1			2	
50		3	3	2	2			1	
51		13	8	3	5				
52	1	2	2	1	1			1	
53		3	10	4	4		3	1	
54		1	1	3	1		5	1	
55		2	14	9	1	3	1	3	
56		2	2	4	1	2			
57		3	9	13	6	2	2		
58		3	2	5	2		1		
59		7	8	17	7	3	3		
60		2	4	3		3	4		
61		1	8	8	1	1			
62			8	5	3	1	2		
63		1	10	12	1	1	2		
64			2	5	1	1	3		
65			16	13	1	1	5		
66			9	5	1	3	2		
67			8	9		1	3		
68			5	11			3		
69			6	10	3	2	1		
70			2	7	2	3	4		
71			8	5	2	3	3		
72			3	6		2	3		
73				7	1	1	2		
74				7		1	1		
75			1	5		2	1		
76			2	9	1	2	2		

職務の級 号 給	職務の級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			2	7		1	1		
79			2	6		1	1		
80			2	10		1			
81				7			2		
82			1	11	1		5		
83				5	1				
84				5		1			
85				5					
86			1	3		1			
87			1	2					
88				4					
89			1	3					
90			1	5		1			
91				1		1			
92			1	4					
93				3					
94				4					
95			1	8					
96			1	2					
97				4					
98				3					
99				3					
100				2					
101				2					
102				1					
103				4					
104				4					
105			1	2					
106				2					
107				5					
108				6					
109			1	4					
110				4					
111				1					
112				3					
113				6					
114				4					
115				4					
116				2					
117				3					
118			1	2					
119				4					
120				2					
121				3					
122				3					
123			1	2					
124			1	2					
125				14					
126									
127			1						
128									
129			1						
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	139	206	258	430	58	45	66	14	10

適用職員数	1,226人
-------	--------

教育職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		9			
6					
7					
8					
9					
10		14			
11					
12		3			
13					
14					
15		17			
16					
17		4			
18					
19					
20		10			
21					1
22	1	5			
23		1			
24					
25		9			
26					3
27		5			2
28		1			3
29		7			3
30					4
31		4			3
32		2			4
33	1	6			
34	1	2			4
35	1	3			1
36					
37		16			2
38					
39	1	4			1
40		1			
41		13			
42		2			
43		5			
44	2	5			
45		16			
46		2			
47		5			
48		1			
49		13			1
50		3			
51		5			
52		1			
53		16			
54		3			
55		11			
56		2		1	
57	2	16		1	
58		3		1	
59		6		7	
60		3		9	
61		6		7	
62		2		7	
63		12		5	
64		2		5	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
65	2	6		4	
66		8		8	
67		15		3	
68		9		2	
69		17		1	
70		2		2	
71		8		1	
72		3	1	2	
73		18	1	1	
74		8	3	1	
75		5	1	2	
76	1	7			
77		19			
78	1	4	2		
79		3	4	1	
80		7	10		
81		17	1		
82		10	9		
83		14	5		
84	1	10	5		
85	1	29	1		
86		8	1		
87		10	4		
88		13	1		
89	1	35	3		
90		8			
91		12	1		
92		5			
93	3	20	1		
94	1	7			
95	2	14			
96		7			
97	2	28			
98		4			
99		19			
100		5			
101	1	28			
102		7			
103		17			
104	1	22			
105	1	21			
106		14			
107	1	28			
108		11			
109	3	30	1		
110	1	16			
111	2	30			
112		21			
113		35			
114		17			
115		48			
116		24			
117		43			
118		19			
119		36			
120		27			
121	1	35			
122		27			
123		33			
124		23			
125		39			
126	1	23			
127	1	18			
128	1	16			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		9			
130		4			
131	1	3			
132		2			
133		2			
134		2			
135		2			
136					
137		2			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	39	1,424	55	71	32

適用職員数	1,621人
-------	--------

教育職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					1
10					
11					
12		1			
13					
14					
15					
16					
17		67			1
18					
19		10			
20		1			
21		1			4
22		64			20
23					38
24		12			37
25					11
26		1			15
27		56			8
28					8
29		28			6
30		3			8
31		1			3
32		48			4
33		1			
34		25			1
35		3			1
36					2
37		54			1
38		1			
39		21			
40		4			
41		61			
42					
43		19			
44		7			
45		57			
46		4			
47		17			
48		3			
49		54			
50		2			
51		20			
52		8			
53		72			
54		3			
55		18			
56		4			
57		51			
58		6			
59		12			
60		6			
61		53			
62		5			
63		16			
64		14			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
65		55			
66		6			
67		15			
68		9		1	
69		59		3	
70		4		1	
71		16		5	
72		10	2	5	
73		36		4	
74		8	5	8	
75		22	2	19	
76		8		17	
77		32	2	27	
78		4	6	22	
79		15	3	21	
80		11	6	17	
81		39	3	11	
82		7	2	8	
83		15		3	
84		12	1	5	
85		32		2	
86		7		5	
87		18		1	
88		17			
89		35			
90		9			
91		15			
92		14			
93		21			
94		5			
95		22			
96		9			
97		43			
98		9			
99		19			
100		14			
101		42			
102		6			
103		16			
104		14			
105		35			
106		14			
107		13			
108		11			
109		39			
110		17			
111		27			
112		24			
113		41			
114		17			
115		26			
116		36			
117		45			
118		14			
119		26			
120		45			
121		60			
122		35			
123		56			
124		39			
125		54			
126		50			
127		57			
128		57			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		73			
130		54			
131		81			
132		60			
133		58			
134		48			
135		52			
136		30			
137		45			
138		2			
139		4			
140		1			
141					
142		3			
143					
144					
145					
146		1			
147					
148					
149					
計	0	3,014	32	185	169

適用職員数	3,400人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	4				1
30					
31					
32					
33					
34	5				
35	1				
36					
37					
38					
39	3				
40					
41					
42			2		
43		1			
44	1				
45			2		
46	1		1		
47					
48			1	1	
49	1	1	2		
50	1	2			
51	3		3	1	
52			3		
53	1	1	2	3	
54	3		1		
55			2	1	
56	1	3			
57			1		
58	1		1		
59	1	1		1	
60	1	2	1	1	
61	1			1	
62	2		1		
63	1	2		1	
64		1	2		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65					
66	2		1		
67					
68		1		1	
69					
70					
71			1		
72	1				
73		2	1		
74	1				
75	3		1		
76		1			
77	1	2			
78	2	1	1		
79	1		1		
80	1	2	2		
81	3	1		1	
82		1			
83	2	2			
84					
85					
86	2				
87	2	1			
88	2	2			
89		1			
90					
91	3				
92					
93		1			
94					
95					
96					
97	1				
98					
99					
100					
101			1		
102	1				
103					
104					
105	2				
106	2				
107		1			
108		1			
109	1				
110					
111					
112		1			
113					
114					
115					
116					
117	1	1			
118					
119					
120					
121		2			
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139 140	人 2	人	人	人	人
141 142 143 144					
145 146 147 148					
149 150 151 152					
計	68	38	34	12	1

適用職員数	153人
-------	------

医療職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	4			
18				
19				
20				
21	11			
22				
23				
24				
25	3			
26				
27				
28				
29	2			
30				
31				
32				
33	2			
34				
35		1		
36				
37	4			
38				
39				
40				
41	1			
42				
43		1		
44				
45				
46				
47				
48				
49	1			
50				2
51				
52				
53				2
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65			1	
66				
67				
68				

職務の級 号 給	1	2	3	4
	人	人	人	人
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			6	
82				
83				
84				
85				
計	28	2	7	4

適用職員数	41人
-------	-----

医療職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14							
15							
16		1					
17		1					
18							
19							
20		1					
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27		1					
28							
29							
30		2					1
31							
32		1					
33							
34							
35							
36	1						
37		1					
38							
39		1					
40							
41							
42						1	
43							
44				1			
45							
46							
47		2					
48				2	1	1	
49		1		1		1	
50					4	1	
51		1					
52			1				
53			1		1		
54					1		
55		2					
56					2		
57		1	1	1		1	
58						1	
59							
60							
61					1		
62		2		2			
63							
64					1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65				1	1		
66		1		2			
67		1	1				
68			1	1			
69				2			
70				1			
71		1		2			
72		1		2	1		
73		1		1			
74		1			1		
75				2			
76							
77		1					
78		1					
79							
80		1					
81							
82				1	1		
83							
84							
85				2	1		
86				1			
87							
88							
89							
90							
91		1					
92							
93							
94							
95		1		1			
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		1					
106							
107							
108							
109				1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	1	31	5	27	17	5	1

適用職員数	87人
-------	-----

医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14		2					
15							
16							
17							
18							
19		1					
20							
21							
22							
23							
24		1					
25							
26							
27							
28							
29		1					
30							
31							
32							
33							
34		1					
35							
36							
37							
38							
39		3					
40							
41							
42							
43		1					
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51		1					
52							
53							
54		1					
55							
56							
57							
58		1					
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65						1	
66		1					
67							
68							
69		3	1				
70		1					
71					1		
72			1				
73							
74		1					
75							
76			1				
77			1				
78		1					
79							
80		2	1				

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81			1				
82		1	1				
83							
84			1				
85							
86		2					
87			1	2	1		
88							
89				1			
90							
91							
92		2					
93							
94		1	1				
95		1		1			
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102			1	1			
103							
104							
105							
106							
107							
108		1	1				
109		1					
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116		1					
117							
118							
119							
120							
121							
122		1					
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129		1					
130							
131							
132							
133		1					
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	35	12	5	2	1	0

適用職員数	55人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35		1			
36					
37					
38		1			
39					
40			1		
41		1			
42					
43		1			
44					
45					
46					
47			1	1	1
48		1			
49	1				
50					
51					
52			1	1	
53					
54					
55		1			
56					
57				2	
58					
59		2			
60		1	1		
61				1	
62					
63					
64					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
65		2	1		
66					
67					
68		2			
69		1			
70				1	
71					
72				1	
73		1			
74					
75					
76					
77					
78		1			
79					
80					
81					
82			1		
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89		2	1		
90			1		
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1			
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	1	19	8	7	1

適用職員数	36人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18歳	7									7
19歳	16									16
20歳	15									15
21歳	13									13
22歳	49									49
23歳	81	1								82
24歳	65									65
25歳	62									62
26歳	49									49
27歳	17	51								68
28歳	4	55								59
29歳	7	59								66
30歳	8	50								58
31歳	1	67	1			1				70
32歳		54	15							69
33歳		36	23	1						60
34歳	3	32	17							52
35歳	1	30	14			1				46
36歳		33	21							54
37歳		29	32							61
38歳	2	28	41							71
39歳	1	12	51							64
40歳		10	53	2						65
41歳		12	49	16					1	78
42歳	1	11	56	15						83
43歳		7	47	27						81
44歳		6	50	23	8					87
45歳		7	38	29	16		1			91
46歳	1	1	54	18	12					86
47歳	1	6	28	26	17	3				81
48歳	1	7	43	30	25	4				110
49歳	1	6	36	31	30	9	1	1		115
50歳	3	7	33	22	46	18				129
51歳		9	30	17	26	15	2			99
52歳		8	19	16	33	25	2	1		104
53歳	1	3	22	14	34	34	4	3		115
54歳	1	8	14	7	27	37	2	5	2	103
55歳		7	7	9	23	38	3	7	1	95
56歳		2	16	3	35	36	6	7	2	107
57歳		6	10	3	36	38	4	7	3	107
58歳		5	7	3	18	26	9	7	4	79
59歳		4	9	1	24	37	8	5	5	93
60歳以上	2									2
計	413	669	836	313	410	322	42	43	18	3,066

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	10									10
19歳	18									18
20歳	14									14
21歳	21									21
22歳	24	11								35
23歳	25	14								39
24歳	8	20	2							30
25歳	10	28	3							41
26歳	2	23	3							28
27歳	3	19	6							28
28歳	2	22	9	2						35
29歳	1	24	17							42
30歳	1	14	18	5						38
31歳		11	23	2						36
32歳		6	19	8						33
33歳		6	25	8						39
34歳		4	25	12						41
35歳		2	23	19	1					45
36歳		1	25	22	1					49
37歳		1	16	23						40
38歳			10	26	5					41
39歳			6	27	5					38
40歳			7	21	10					38
41歳			4	18	10	4				36
42歳			2	34	7	1				44
43歳			3	26	3	1	1			34
44歳			3	27	5	5				40
45歳				21	5	3	1			30
46歳			1	10		7	5			23
47歳			2	16		9	5			32
48歳			1	10			4			15
49歳				8		5	5			18
50歳				16	1	1	3			21
51歳			1	12		3	3			19
52歳				11			7	1		19
53歳			1	5	1	1	3	2		13
54歳				2			4	4		10
55歳				4			3	2	1	10
56歳				7	3	2	6		1	19
57歳				16	1	2	7	2	3	31
58歳			2	5			4	2	5	18
59歳			1	7		1	5	1		15
60歳以上										
計	139	206	258	430	58	45	66	14	10	1,226

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		9				9
23歳	1	14				15
24歳	1	22				23
25歳	2	14				16
26歳	1	11				12
27歳	1	13				14
28歳	1	18				19
29歳	1	17				18
30歳		19				19
31歳	1	24				25
32歳		17				17
33歳	1	29				30
34歳		21				21
35歳		18				18
36歳		20				20
37歳	3	26				29
38歳	3	24				27
39歳	4	30				34
40歳	1	34				35
41歳	1	47				48
42歳	1	64				65
43歳	4	50				54
44歳	1	62				63
45歳	2	42	1			45
46歳	1	55	2			58
47歳	4	65	1			70
48歳		58	2	2		62
49歳	2	67	5	2		76
50歳		66	9	1		76
51歳		63	7	5		75
52歳		56	8	6		70
53歳	1	42	2	6		51
54歳		62	5	10	1	78
55歳	1	44	4	9	2	60
56歳		46	4	11	4	65
57歳		53	2	4	10	69
58歳		46	1	9	7	63
59歳		56	2	6	8	72
60歳以上						
計	39	1,424	55	71	32	1,621

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳		1				1
22歳		66				66
23歳		76				76
24歳		72				72
25歳		82				82
26歳		75				75
27歳		86				86
28歳		84				84
29歳		72				72
30歳		96				96
31歳		75				75
32歳		77				77
33歳		89				89
34歳		92				92
35歳		58				58
36歳		64				64
37歳		72				72
38歳		65				65
39歳		82				82
40歳		54				54
41歳		72				72
42歳		74				74
43歳		79				79
44歳		71				71
45歳		90				90
46歳		94	3			97
47歳		107	2	2		111
48歳		73	4	6		83
49歳		85	1	5		91
50歳		79	9	10		98
51歳		84	5	21	1	111
52歳		73	2	22	4	101
53歳		70	3	21	5	99
54歳		86	3	31	10	130
55歳		71		30	14	115
56歳		96		17	26	139
57歳		104		4	36	144
58歳		90		7	38	135
59歳		75		9	35	119
60歳以上		3				3
計	0	3,014	32	185	169	3,400

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	3					3
23歳	4					4
24歳	5					5
25歳	2					2
26歳	2					2
27歳	6					6
28歳	4					4
29歳	6					6
30歳	1					1
31歳	1					1
32歳	5					5
33歳	5	1				6
34歳	3					3
35歳	2	2				4
36歳	2	1				3
37歳	1	1				2
38歳	3	2				5
39歳	2	4				6
40歳	3	1				4
41歳	2	1				3
42歳	1	1				2
43歳	2	1				3
44歳		2				2
45歳		1	2			3
46歳	1	4	1			6
47歳		2	1			3
48歳		2	3			5
49歳			6			6
50歳	1	4	5			10
51歳	1	3	3			7
52歳			1	2		3
53歳		1	2	1		4
54歳		1	3	1		5
55歳			2	1		3
56歳		1	2	1		4
57歳		1		2		3
58歳		1	3	1		5
59歳				3	1	4
60歳以上						
計	68	38	34	12	1	153

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳	4				4
26歳	6				6
27歳	3				3
28歳	5				5
29歳	2				2
30歳	2				2
31歳	4				4
32歳	1				1
33歳					
34歳	1	1			2
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳		1			1
42歳					
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳			1		1
48歳					
49歳			1		1
50歳					
51歳					
52歳			1		1
53歳					
54歳					
55歳					
56歳					
57歳			1		1
58歳					
59歳			1		1
60歳以上			2	4	6
計	28	2	7	4	41

医療職給料表（2）

年 齢	職務の級							計
	1	2	3	4	5	6	7	
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳		1						1
24歳		1						1
25歳		2						2
26歳		1						1
27歳	1	1						2
28歳		2						2
29歳		1						1
30歳								
31歳								
32歳		3						3
33歳		2						2
34歳		2						2
35歳		2						2
36歳		3	2					5
37歳								
38歳		3		1				4
39歳								
40歳		2	1					3
41歳		2	1	2				5
42歳				2				2
43歳				4				4
44歳		2			2			4
45歳					3			3
46歳				5	1			6
47歳				1	1			2
48歳				2				2
49歳				2		1		3
50歳					2	1		3
51歳				1	1	1		3
52歳				1				1
53歳				2	1	1		4
54歳				1	1			2
55歳					1			1
56歳		1		2			1	4
57歳					2			2
58歳					1			1
59歳			1	1	1	1		4
60歳以上								
計	1	31	5	27	17	5	1	87

医療職給料表（3）

年 齢	職務の級							計
	1	2	3	4	5	6	7	
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		2						2
23歳		1						1
24歳		1						1
25歳								
26歳		1						1
27歳		1						1
28歳								
29歳		2						2
30歳								
31歳								
32歳		1						1
33歳								
34歳		1						1
35歳		1						1
36歳								
37歳		4						4
38歳		2						2
39歳		2						2
40歳		1						1
41歳		1						1
42歳		1	1					2
43歳		1						1
44歳		1	3					4
45歳		1	1					2
46歳		1						1
47歳		1	1					2
48歳		1	1					2
49歳			2	2				4
50歳				1				1
51歳		1	1					2
52歳		2						2
53歳			1					1
54歳		2		2				4
55歳		1						1
56歳					1			1
57歳			1					1
58歳					1			1
59歳		1				1		2
60歳以上								
計	0	35	12	5	2	1	0	55

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳						
24歳	1					1
25歳						
26歳						
27歳						
28歳						
29歳		1				1
30歳						
31歳		1				1
32歳		1				1
33歳		1				1
34歳		1				1
35歳		1				1
36歳		2	1			3
37歳		2				2
38歳		2	1			3
39歳						
40歳		1				1
41歳			1			1
42歳		1				1
43歳		1				1
44歳			1			1
45歳						
46歳						
47歳						
48歳			1			1
49歳			1	1		2
50歳			1		1	2
51歳		1		1		2
52歳		1				1
53歳		2		1		3
54歳			1			1
55歳						
56歳						
57歳				2		2
58歳				2		2
59歳						
60歳以上						
計	1	19	8	7	1	36

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の結果

令和4年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された223事業所の中から無作為に抽出した141事業所（うち16事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ~2,999人	500人 ~999人	100人 ~499人	50人~99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ・ 林 業	1	—	—	—	—	1
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	6	1	—	—	3	2
製 造 業	57	3	5	2	30	17
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	17	4	1	2	8	2
卸 売 ・ 小 売 業	5	1	—	—	3	1
金融・保険業、不動産業	6	2	1	1	2	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	32	5	8	4	11	4
合 計	125	16	15	9	58	27

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	55.0	739,082	99	738,983	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	55.7	855,411	0	855,411	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	54.2	593,354	222	593,132	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	9	56.0	697,074	3,014	694,060	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	56.4	752,450	5,704	746,746	
	短 大 卒	2	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	75	52.7	542,127	1,845	540,282	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	51	52.1	563,921	816	563,105	
短 大 卒	6	55.0	476,688	0	476,688		
高 校 卒	18	53.8	499,546	5,526	494,020		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	83	54.1	580,229	111	580,118		
大 学 卒	38	53.3	586,281	0	586,281		
短 大 卒	10	53.3	534,320	289	534,031		
高 校 卒	35	55.3	587,059	179	586,880		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	43	51.1	487,983	17	487,966	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	29	50.2	519,780	26	519,754		
短 大 卒	3	51.5	501,789	0	501,789		
高 校 卒	11	53.2	406,278	0	406,278		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	17	52.4	498,297	0	498,297		
大 学 卒	13	51.3	524,962	0	524,962		
短 大 卒	4	55.6	423,870	0	423,870		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	139	48.1	498,928	6,003	492,925		構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
大 学 卒	78	46.9	505,407	3,887	501,520		
短 大 卒	17	50.0	488,467	11,854	476,613		
高 校 卒	44	50.6	486,549	9,000	477,549		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	199	50.0	526,526	24,997	501,529		
大 学 卒	92	49.3	525,325	11,978	513,347		
短 大 卒	37	51.6	518,289	19,727	498,562		
高 校 卒	69	50.2	530,838	45,138	485,700		
中 学 卒	1	*	*	*	*		

(注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている。(第15表共通)
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に復元して算出した数値である。(第15表共通)
 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	101	43.8	423,899	59,010	364,889	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大学卒	56	40.4	421,749	64,738	357,011	
	短大卒	18	45.9	384,872	39,204	345,668	
	高校卒	27	52.7	463,613	57,700	405,913	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	32	47.6	437,629	54,364	383,265	
	大学卒	11	46.5	428,692	43,759	384,933	
	短大卒	10	49.3	459,544	17,867	441,677	
	高校卒	11	47.2	428,752	90,799	337,953	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	212	46.5	369,353	43,838	325,515	係の長又は係長級専門職
	大学卒	92	43.1	563,921	816	563,105	
	短大卒	34	47.9	357,105	42,712	314,393	
	高校卒	86	49.7	370,706	38,237	332,469	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	210	47.7	472,578	67,176	405,402	
	大学卒	74	44.4	413,425	43,831	369,594	
	短大卒	33	47.3	462,249	48,808	413,441	
	高校卒	103	50.1	517,498	89,580	427,918	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務主任	239	43.2	319,954	30,463	289,491	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	
大学卒	100	39.7	321,916	37,761	284,155		
短大卒	45	45.2	293,577	19,921	273,656		
高校卒	94	45.9	331,254	28,233	303,021		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	297	45.2	390,792	49,370	341,422		
大学卒	122	42.8	392,265	51,447	340,818		
短大卒	43	42.9	363,040	38,371	324,669		
高校卒	132	48.1	398,171	50,921	347,250		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	888	38.3	276,332	27,772	248,560		
大学卒	376	35.0	275,302	27,774	247,528		
短大卒	136	38.7	259,633	20,989	238,644		
高校卒	376	41.5	283,430	30,217	253,213		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	761	36.3	304,357	39,645	264,712		
大学卒	352	34.1	311,345	40,919	270,426		
短大卒	112	35.6	264,380	29,011	235,369		
高校卒	296	38.8	309,752	41,738	268,014		
中学卒	1	*	*	*	*		

(注) 4 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

5 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	9	55.0	739,082	99	738,983	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	5	56.7	863,816	0	863,816	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	30	52.3	640,373	161	640,212	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	37	54.8	632,933	119	632,814	
事 務 部 次 長	21	50.8	553,593	0	553,593	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	7	51.0	559,323	0	559,323	
事 務 課 長	104	47.8	524,590	7,323	517,267	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	108	50.6	599,806	37,998	561,808	
事 務 課 長 代 理	77	43.0	437,917	69,204	368,713	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	11	49.6	478,315	17,853	460,462	
事 務 係 長	89	48.6	431,430	63,875	367,555	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	140	48.6	514,436	73,627	440,809	
事 務 主 任	71	46.5	368,910	32,731	336,179	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	120	46.6	439,019	56,368	382,651	
事 務 係 員	358	38.7	302,508	33,796	268,712	
技 術 係 員	286	32.1	312,180	44,622	267,558	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	4	55.5	543,650	5,787	537,863	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	38	53.8	494,516	2,444	492,072	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	38	54.0	541,749	93	541,656	
事 務 部 次 長	20	50.9	424,771	40	424,731	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	9	54.2	442,651	0	442,651	
事 務 課 長	25	49.4	430,400	99	430,301	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	72	50.3	468,741	10,523	458,218	
事 務 課 長 代 理	21	47.2	364,970	13,954	351,016	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	11	46.1	417,746	35,294	382,452	
事 務 係 長	94	45.2	338,623	33,433	305,190	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	52	45.8	387,183	44,802	342,381	
事 務 主 任	132	41.9	301,449	28,533	272,916	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	150	44.9	377,324	50,064	327,260	
事 務 係 員	457	38.0	263,541	24,303	239,238	
技 術 係 員	374	39.7	310,860	38,586	272,274	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	7	48.4	409,124	5,323	403,801	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	8	52.5	536,976	152	536,824	
事 務 部 次 長	2	*	*	*	*	*前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	1	*	*	*	*	*中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	10	49.0	373,197	5,841	367,356	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	19	46.3	376,659	12,605	364,054	
事 務 課 長 代 理	3	47.5	360,434	27,267	333,167	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職
技 術 課 長 代 理	10	47.2	421,494	107,816	313,678	中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	29	45.0	296,774	21,916	274,858	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	18	45.1	366,533	74,048	292,485	
事 務 主 任	36	42.6	305,544	33,564	271,980	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	27	40.9	272,712	15,756	256,956	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	73	38.1	236,440	22,365	214,075	
技 術 係 員	101	32.5	249,892	29,793	220,099	

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	1	*	*	*	*	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研 究 員	1	*	*	*	*	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	4	30.5	320,882	61,758	259,124	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
教育関係職種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	54.2	515,238	0	515,238	
	高等学校教諭	41	44.4	406,528	6,934	399,594	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部 長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長	支店長、工場長
7級		部 長、部次長	
6級	課長代理	課 長	部 長、部次長
5級			課 長
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民 間 給 与 ①	職 員 給 与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
346,146 円	344,977 円	1,169 円 (0.34%)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
	係員		41.6	11.6	0.0
課長級		30.4	10.9	0.0	58.7

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			定期昇給 実施	増額	減額			変化なし
係員		89.8	87.7	20.5	2.0	65.2	2.1	10.1
課長級		86.1	82.9	18.0	1.9	62.9	3.2	14.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第20表 学歴別初任給

(単位：円)

職種	学歴	初任給月額
新卒事務員・技術者	大学卒	202,670
	短大卒	175,094
	高校卒	167,053

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第21表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴 企業規模		項目	初任給の改定状況			採用なし	
			採用あり				
			増額	据置	減額		
大学卒	規模計		21.8	(43.5)	(53.4)	(3.1)	78.2
		500人以上	17.2	(55.8)	(44.2)	(0.0)	82.8
		100人以上500人未満	27.6	(28.9)	(65.7)	(5.4)	72.4
		100人未満	16.7	(75.0)	(25.0)	(0.0)	83.3
高校卒	規模計		18.8	(37.8)	(62.2)	(0.0)	81.2
		500人以上	12.4	(19.3)	(80.7)	(0.0)	87.6
		100人以上500人未満	24.2	(48.7)	(51.3)	(0.0)	75.8
		100人未満	16.7	(25.0)	(75.0)	(0.0)	83.3

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下半期	2.02	1.97	2.06	2.12
上半期	2.05	2.24	1.99	1.42
年間の計	4.08	4.21	4.05	3.54

- (注) 1 下半期は令和3年8月から令和4年1月まで、上半期は同年2月から同年7月までの期間である。
- 2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。
- 3 端数処理をしているため、表中の上・下半期の計は必ずしも年間の計とは一致しない。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計	55.0	45.0	55.3	44.7	57.5	42.5
500人以上	54.7	45.3	56.0	44.0	62.4	37.6
100人以上500人未満	55.3	44.7	55.2	44.8	55.0	45.0
100人未満	54.7	45.3	54.7	45.3	55.5	44.5

第24表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

	在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を実施していない
		を支給する	を支給しない	
計	37.9	(13.7)	(86.3)	62.1

※ () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位：%)

	検討している	検討していない
計	16.6	83.4

※ 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第25表 家族手当の支給状況

扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	7,351
配偶者と子1人	12,014
配偶者と子2人	16,180

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

3 労働経済関係資料

第26表 労働経済指標

項目			年 月	令 和 2年度	令 和 3年度	令和3年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
雇用	① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・前 年同月比(%)	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	0.2
	② 有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	(倍)	1.10	1.16	1.08	1.09	1.10	1.09	1.10
		鳥取県	(倍)	1.25	1.40	1.25	1.28	1.30	1.34	1.37
	③ 完全失業率 (季節調整値)		(%)	2.9	2.8	3.0	2.9	2.7	2.8	2.9
給与	④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	(千円)	293.3	298.2	293.0	292.8	297.3	300.3	294.9
			前年度比・前 年同月比(%)	△ 1.0	1.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6	2.6
		鳥取県	(千円)	245.2	245.7	242.8	243.8	244.9	246.2	241.6
			前年比・前年 同月比(%)	0.4	△ 0.1	△ 0.6	0.1	△ 0.7	△ 0.9	0.3
	一般 労働者	全 国	(千円)	356.0	360.7	356.7	357.3	361.3	362.8	356.6
			前年度比・前 年同月比(%)	△ 1.3	1.3	△ 0.4	△ 0.4	0.3	1.0	2.4
		鳥取県	(千円)	284.8	286.1	283.9	285.7	285.1	286.5	280.7
			前年比・前年 同月比(%)	△ 0.9	0.1	△ 0.7	0.6	△ 1.0	△ 1.2	0.2
	⑤ うち所定内給与	全 国	(千円)	271.5	274.4	270.0	269.9	273.7	275.9	272.1
			前年度比・前 年同月比(%)	0.1	1.1	0.4	0.3	1.5	1.1	1.4
		鳥取県	(千円)	229.5	228.1	224.2	225.5	226.1	228.5	224.9
			前年比・前年 同月比(%)	1.7	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.2	△ 1.7	△ 1.6	△ 0.7
	一般 労働者	全 国	(千円)	328.1	330.2	327.1	327.6	330.8	331.5	327.5
			前年度比・前 年同月比(%)	△ 0.1	0.6	0.0	0.2	0.7	0.4	0.9
		鳥取県	(千円)	265.4	264.0	260.7	262.8	261.9	264.6	260.0
			前年比・前年 同月比(%)	0.2	△ 0.9	△ 1.3	0.1	△ 1.9	△ 1.8	△ 1.0
労働時間	⑥ 総実労働時間数 (調査産業計)		(時間)	140.0	142.5	135.1	135.4	145.1	150.4	136.0
	鳥取県	(時間)	145.1	146.0	137.8	141.2	149.8	154.0	138.4	
		⑦ うち所定外労働時間数		(時間)	10.6	11.7	11.0	11.1	12.0	12.1
	鳥取県	(時間)	8.6	9.5	9.5	9.5	10.3	9.9	9.1	
生計費 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		全 国	(千円)	304.5	311.2	297.6	280.8	344.1	338.6	317.7
	前年度比・前 年同月比(%)		△ 5.0	2.2	△ 4.8	△ 7.4	6.7	11.5	13.1	
	鳥取県	(千円)	303.7	318.3	297.8	234.6	302.3	246.6	311.7	
物価	⑨ 消費者物価指数 (総合)	全 国	前年度比・前 年同月比(%)	△ 0.2	0.1	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.1	△ 0.8
		鳥取市	前年比・前年 同月比(%)	△ 0.4	△ 0.7	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.4	△ 1.3
	⑩ 国内企業物価指数		前年度比・前 年同月比(%)	△ 1.5	7.0	△ 1.8	△ 0.9	1.0	3.5	4.8

(注) 1 ①、④、⑤、⑧、⑨、⑩の増減率については、令和2年平均=100 (ただし、④、⑤の令和3年1~12月及び⑧、⑨、⑩の令和2年度は平成27年を基準) とした指数を基礎としている。
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。
 3 令和2年度、令和3年度の欄のうち、④、⑤の鳥取県の増減率及び⑨の鳥取市の欄はそれぞれ令和2暦年、令和3暦年の数値である。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	資料出所
0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	厚生労働省
1.40	1.40	1.39	1.37	1.36	1.37	1.36	1.43	1.46	1.49	1.51	
2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	総務省 (労働力調査)
297.2	297.7	295.0	296.3	298.6	298.0	298.6	298.9	299.5	304.0	307.9	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
2.1	1.7	1.3	1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	
246.6	246.0	244.6	245.2	245.8	246.2	247.2	245.8	245.7	247.8	248.9	
0.5	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.1	0.0	1.2	0.9	1.1	1.1	
358.9	360.2	357.8	358.9	361.6	361.4	362.3	360.5	361.4	366.1	370.5	
2.1	1.8	1.4	1.0	0.7	1.0	1.0	1.1	1.2	1.4	2.1	
285.9	286.1	285.2	285.7	286.0	285.3	286.4	287.9	287.6	289.4	290.8	
0.7	0.5	0.7	0.6	0.4	△ 0.2	△ 0.1	1.4	0.7	1.5	1.5	
274.4	274.0	271.9	273.6	275.1	273.9	273.7	274.7	275.2	278.9	281.9	
0.8	0.7	0.7	0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2	
230.3	229.6	226.8	227.8	229.0	229.5	229.1	227.1	226.5	227.9	229.6	
△ 0.6	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.5	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.7	1.3	0.3	0.7	0.5	
329.7	329.7	328.2	329.7	331.5	330.3	330.3	329.8	330.3	334.2	337.4	
0.6	0.7	0.7	0.4	0.4	0.6	0.5	0.8	0.9	1.0	1.8	
265.6	265.8	263.0	264.0	264.9	264.5	263.9	264.5	263.3	264.6	266.5	
△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.1	1.5	0.3	1.0	0.7	
146.9	146.9	135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	
151.7	147.5	140.0	146.8	149.1	150.3	148.1	137.6	139.4	148.5	149.9	
11.4	11.9	10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	
9.0	9.0	8.6	9.5	9.3	9.7	9.7	9.8	9.6	10.8	10.6	
281.2	302.8	294.1	295.8	312.7	304.2	344.1	314.4	285.3	343.7	344.1	総務省 (家計調査)
△ 5.8	4.9	△ 3.4	△ 2.8	0.1	△ 0.4	3.1	5.6	1.6	△ 0.1	1.6	
248.3	290.8	264.2	254.1	366.6	471.1	426.0	342.9	304.1	293.7	278.4	総務省
△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	
△ 1.1	△ 1.0	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.2	0.7	0.7	0.2	0.6	0.9	2.3	日本銀行
4.9	5.6	5.6	6.2	8.0	8.9	8.6	9.0	9.4	9.3	9.9	

4 生計費関係資料

第27表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,360	34,700	44,390	54,160	63,850
住居関係費	39,940	70,840	56,540	42,230	27,920
被服・履物費	3,320	2,290	3,590	4,880	6,170
雑費 I	15,420	25,320	36,410	47,500	58,690
雑費 II	7,260	13,420	15,950	18,480	21,010
計	93,300	146,570	156,880	167,250	177,640

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世界帯・令和4年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

5 人事管理に関する報告関係資料

第28表 年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合
(令和2年度・令和3年度比較)

(単位:人)

区 分		年360時間以下の職員数		年360時間を超える職員数		うち年720時間を超える職員数	
		R3	R2	R3	R2	R3	R2
知事部局	本庁	824 (80.9%)	922 (88.6%)	194 [92] (19.1%)	119 [108] (11.4%)	23 [20] (2.3%)	19 [19] (1.8%)
	本庁以外	1,220 (90.2%)	1,278 (94.3%)	133 [53] (9.8%)	77 [41] (5.7%)	20 [17] (1.5%)	4 [3] (0.3%)
	全体	2,044 (86.2%)	2,200 (91.8%)	327 [145] (13.8%)	196 [149] (8.2%)	43 [37] (1.8%)	23 [22] (1.0%)
教育委員会 (学校教員 以外)	特別支援 学校	40 (100.0%)	33 (100.0%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	高等学校	112 (99.1%)	112 (100.0%)	1 [0] (0.9%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	教育委員会 事務局	188 (86.6%)	187 (87.4%)	29 [6] (13.4%)	27 [12] (12.6%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	全体	340 (91.9%)	332 (92.5%)	30 [6] (8.1%)	27 [12] (7.5%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
教育委員会 (学校教員)	特別支援 学校	634 (94.5%)	590 (96.4%)	37 [0] (5.5%)	22 [0] (3.6%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	高等学校	1,001 (88.7%)	942 (85.6%)	127 [0] (11.3%)	159 [0] (14.4%)	2 [0] (0.2%)	3 [0] (0.3%)
	全体	1,635 (90.9%)	1,532 (89.4%)	164 [0] (9.1%)	181 [0] (10.6%)	2 [0] (0.1%)	3 [0] (0.2%)
警察本部	本部	451 (90.2%)	415 (89.6%)	49 [2] (9.8%)	48 [5] (10.4%)	0 [0] (0.0%)	0 [0] (0.0%)
	本部以外	659 (78.5%)	691 (81.7%)	180 [8] (21.5%)	155 [0] (18.3%)	1 [1] (0.1%)	0 [0] (0.0%)
	全体	1,110 (82.9%)	1,106 (84.5%)	229 [10] (17.1%)	203 [5] (15.5%)	1 [1] (0.1%)	0 [0] (0.0%)

(注) 1 []内は各区分の職員数に対する、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。(職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第10条の2第2項)。以下同じ。)の処理が原因となって上限時間を超えて時間外勤務を行った職員の内数である。

2 ()内は各区分の職員数に占める各時間外勤務時間数別の職員数の割合である。

3 教育委員会(学校教員)については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した教員の数を含む。

4 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。

第29表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数
(令和2年度・令和3年度比較)

1 特例業務以外により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		月45時間を超える職員数				うち月100時間 以上の職員数			
				R3		R2		R3		R2	
		R3	R2	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知 事 局	本 庁	1,018	1,041	262	600	189	394	25	36	11	13
	本 庁 以 外	1,293	1,300	151	274	82	124	0	0	0	0
	全 体	60	55	34	180	31	151	3	8	1	1
教 育 委 員 会	特別支援学校	32	32	4	4	2	2	0	0	0	0
	高 等 学 校	113	112	1	6	2	2	0	0	0	0
	教育委員会事務局	216	214	45	95	32	45	0	0	4	4
	全 体	361	358	50	105	36	49	0	0	4	4
警 察 部	本 部	99	57	1	1	1	1	0	0	0	0
	本 部 以 外	447	416	89	218	92	179	0	0	0	0
	全 体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警 察 部	本 部	763	822	268	718	259	631	0	0	0	0
	本 部 以 外	99	57	1	1	1	1	0	0	0	0
	全 体	1,210	1,238	357	936	351	810	0	0	0	0

2 特例業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		月45時間を超える職員数				うち月100時間 以上の職員数			
				R3		R2		R3		R2	
		R3	R2	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知 事 局	本 庁	1,018	1,041	191	591	160	436	26	49	21	64
	本 庁 以 外	1,353	1,355	145	429	48	139	31	92	8	11
	全 体	2,371	2,396	336	1020	208	575	57	141	29	75
教 育 委 員 会	特別支援学校	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	113	112	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	216	214	8	16	17	36	0	0	0	0
	全 体	361	358	8	16	17	36	0	0	0	0
警 察 部	本 部	546	473	9	11	8	8	9	11	0	0
	本 部 以 外	763	822	1	1	0	0	1	1	0	0
	全 体	1,309	1,295	10	12	8	8	10	12	0	0

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
 3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的業務の比重が高い部署（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第1項第2号）、上段が他律的業務の比重が高い部署以外の部署の人数である。

第30表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数
(令和3年度・令和4年度比較)

1 特例業務以外により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(1) 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数 (単位:人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		4月		5月		6月	
		R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3
知 事 部 局	本 庁	1,025	1,018	72	41	80	33	65	29
	本 庁 以 外	1,286	1,293	26	15	10	6	14	4
		61	60	18	17	14	12	21	18
全 体	2,311	2,311	98	56	90	39	79	33	
教 育 委 員 会	特別支援学校	32	32	0	3	0	0	0	0
	高 等 学 校	115	113	1	2	0	1	0	0
	教育委員会事務局	217	216	17	10	15	2	13	4
	全 体	364	361	18	15	15	3	13	4
警 察 本 部	本 部	84	99	0	0	0	1	0	0
	本 部 以 外	406	447	22	30	5	17	13	9
		0	0	0	0	0	0	0	0
	全 体	778	763	76	58	48	42	85	27
全 体	84	99	0	0	0	1	0	0	
	1,184	1,210	98	88	53	59	98	36	

(2) 月100時間以上の時間外勤務を行った職員数 (単位:人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		4月		5月		6月	
		R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3
知 事 部 局	本 庁	1,025	1,018	3	1	1	2	1	0
	本 庁 以 外	1,286	1,293	0	0	0	0	0	0
		61	60	0	0	0	0	1	1
全 体	2,311	2,311	3	1	1	2	1	0	
教 育 委 員 会	特別支援学校	32	32	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	115	113	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	217	216	0	0	0	0	0	0
	全 体	364	361	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	84	99	0	0	0	0	0	0
	本 部 以 外	406	447	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	全 体	778	763	0	0	0	0	0	0
全 体	84	99	0	0	0	0	0	0	
	1,184	1,210	0	0	0	0	0	0	

2 特例業務により上限を超える時間外を行った職員数

(1) 月 45 時間を超える時間外勤務を行った職員 (単位：人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		4 月		5 月		6 月	
		R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3
知 事 部 局	本 庁	1,025	1,018	70	50	77	33	46	38
	本 庁 以 外	1,347	1,353	57	35	35	24	30	8
	全 体	2,372	2,371	127	85	112	57	76	46
教 育 委 員 会	特別支援学校	32	32	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	115	113	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	217	216	5	1	3	1	0	0
	全 体	364	361	5	1	3	1	0	0
警 察 本 部	本 部	490	546	0	12	0	13	0	0
	本 部 以 外	778	763	0	0	0	0	0	0
	全 体	1,268	1,309	0	12	0	13	0	0

(2) 月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数 (単位：人)

区 分		職員数 (4月1日時点)		4 月		5 月		6 月	
		R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3
知 事 部 局	本 庁	1,025	1,018	5	8	3	2	0	7
	本 庁 以 外	1,347	1,353	19	8	9	1	2	0
	全 体	2,372	2,371	24	16	12	3	2	7
教 育 委 員 会	特別支援学校	32	32	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	115	113	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	217	216	0	0	0	0	0	0
	全 体	364	361	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	490	546	0	4	0	7	0	0
	本 部 以 外	778	763	0	0	0	0	0	0
	全 体	1,268	1,309	0	4	0	7	0	0

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
 3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的業務の比重が高い部署（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第1項第2号）、上段が他律的業務の比重が高い部署以外の部署の人数である。

第31表 職員1人当たり年間時間外勤務時間数

(単位：時間)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
知事部局	160	168	134	150	182
うち 本庁	217	216	168	185	227
地方機関	120	131	103	121	149
教育委員会	139	147	130	132	127
うち 事務局	175	190	181	191	186
高等学校	78	69	49	39	45
特別支援学校	61	54	59	70	69
警察本部	242	221	199	186	199
うち 本部	203	182	184	153	168
本部以外	263	244	207	203	216

- (注) 1 高等学校及び特別支援学校については教員を除いたものである。
 2 教育委員会の事務局については学校以外の教育機関を含む。

第32表 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
知事部局	51(10)	54(10)	58(18)	62(26)	73(32)
教育委員会	35(3)	26(1)	27(5)	25(7)	27(2)
警察本部	15(1)	12(5)	62(52)	67(48)	80(63)

- (注) 1 当該年度に新たに育児休業を取得した職員数である。
 2 当該年度に育児休業が取得可能となった職員のほか、当該年度の前年度以前に取得可能となり、当該年度から育児休業を取得した職員数を含む。
 3 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 4 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第33表 男性の育児休業取得率

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
知事部局	8.1(5/62)	15.8(9/57)	30.0(18/60)	37.3(25/67)	40.3(27/67)
教育委員会	4.8(2/42)	2.5(1/40)	10.8(4/37)	25.0(7/28)	7.7(2/26)
警察本部	1.1(1/93)	1.2(1/84)	33.7(31/92)	31.1(28/90)	85.1(63/74)

- (注) 1 当該年度に育児休業が取得可能となった職員の内、当該年度に育児休業を取得した職員の割合である。
 2 ()内は右側が当該年度に育児休業を新たに取得可能となった職員数、左側が当該年度に実際に育児休業を取得した職員数である(単位：人)。
 3 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第34表 子の看護休暇の取得状況

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
知事部局	534(311)	461(263)	498(305)	474(289)	536(321)
教育委員会	415(207)	415(211)	395(193)	392(185)	426(201)
警察本部	150(114)	145(115)	186(142)	174(133)	208(155)

- (注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第35表 時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況

(単位：延べ人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
知事部局	8	8	39	121	163
教育委員会	71	61	92	4	4
警察本部	39	36	18	1	11

- (注) 1 時間外勤務が1か月に100時間以上となり、産業医等の面談を受診した人数である。
 2 教育委員会については県費負担教職員を含まない。
 3 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した時間数が100時間以上となった教員の数を含む。

第36表 在職死亡者及び長期療養者の状況

(単位：人)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
知事部局	在職死亡者	1	2	5	5	0
	長期療養者	66(2.4%)	57(2.0%)	65(2.3%)	69(2.5%)	93(3.4%)
	うち精神疾患	48(1.7%)	37(1.3%)	42(1.5%)	52(1.9%)	71(2.6%)
教育委員会	在職死亡者	3	1	3	2	1
	長期療養者	42(1.9%)	50(2.3%)	66(3.0%)	60(2.7%)	52(2.5%)
	うち精神疾患	34(1.6%)	36(1.7%)	48(2.2%)	44(2.0%)	37(1.8%)
警察本部	在職死亡者	1	0	0	1	1
	長期療養者	23(1.6%)	23(1.5%)	21(1.4%)	18(1.2%)	16(1.1%)
	うち精神疾患	11(0.8%)	13(0.9%)	10(0.7%)	10(0.7%)	7(0.5%)

- (注) 1 長期療養者数は、当該年度において傷病により30日以上休業(病休休暇を含む。)した者の実人数である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。
 3 ()内は毎年4月1日現在の職員数(総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては、調整を行っている場合がある。)に占める長期療養者数の割合である。

第37表 健康相談件数の状況

(単位：件)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
知 事 部 局	1,792	1,758	1,868	1,656	2,560
うちメンタルヘルス相談	1,458(81.4%)	1,461(83.1%)	1,646(88.1%)	1,435(86.7%)	2,389(93.3%)
教 育 委 員 会	469	516	454	682	804
うちメンタルヘルス相談	301(64.2%)	364(60.9%)	283(62.3%)	586(85.9%)	676(84.1%)
警 察 本 部	737	871	257	229	216
うちメンタルヘルス相談	56(7.6%)	100(11.5%)	52(20.2%)	53(23.1%)	41(19.0%)

- (注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。
 2 ()内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。
 3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

6 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率83.2%)

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円(0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定(平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討